

第1条 (適用範囲と目的)

本規約は「CUBEfitness」として運営するスポーツクラブ(以下「本クラブ」と称します。)の運営業務及び会員の利用に関し適用されるものとします。

会員は、本クラブの利用にあたり、あらかじめ本規約に同意したものとみなされます。また本クラブの目的は会員がクラブ内の施設を利用して心身の健康維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフを楽しんでいただく事を目的とします。

第2条 (会員制度)

(1) 本クラブは会員制とします。

(2) 本クラブに入会される方は、本規約を承諾し、本部所定の登録に必要である正確な個人情報を入力し提出しなければなりません。

(3) 本クラブの会員の種類はホームページの通りとします。

第3条 (入会資格) 次のいずれかに該当する者は会員になることはできません。

本規約および本施設の諸規則を遵守できない者

本申込を行う者が記載した会員と相違ないことを確認できない者

暴力団関係者又は反社会的勢力関係者と本部が判断した者

医師等により運動を禁じられている者

伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者

小学生以下の者

その他、本施設が会員としてふさわしくないと判断した者

第4条 (入館用 QR コード)

(1) 当社は、会員に対し入館用 QR コードを交付します。

(2) 会員は本サービスの利用にあたり、入館用 QR コードを提示しなければなりません。

(3) 入館用 QR コードは、会員本人のみが使用し、他の者に譲渡、貸与してはならない。万一、セキュリティキーを貸与した場合は強制退会の対象となります。

第5条 (諸規定遵守)

(1) 会員は本規約および施設内諸規則をすべて遵守しなければなりません。

(2) 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルールに従うものとします。施設の具体的利用にあたっては、本クラブの説明及び指示に従わなければなりません。

(3) 会員は、施設を使用している際、いかなる営業活動、ビジネス活動もおこなってはなりません。会員は他の会員もしくはその同伴者に対し、パーソナルトレーニングなどの営業行為をおこなうことは固く禁じます。またグループセッションを禁じます。

(4) 会員は、施設の利用時は常に本クラブが定める服装を遵守します。ジーンズ、あるいはジーンズタイプのステッチ、リベット(びょう)がついているパンツ、ショートパンツは施設内で運動及びフィットネス機器の利用時の着用を禁止します。ゴム草履、草履、樹脂製サンダル、および裸足での施設内での運動及びフィットネス機器の利用も禁止します。

(5) 会員は、クラブ施設内で大声や奇声を発したり、誹謗中傷すること、あるいは他の会員、ゲスト、施設スタッフに対する暴力、嫌がらせ、差別行為等の迷惑行為をすることを禁止します。

(6) 本クラブは、会員が施設敷地内で、飲酒又は喫煙、法律で禁止された薬物等を使用することを禁止します。

第6条(入場の禁止及び退場)

本クラブは、以下の各項に該当する方の入場の禁止または退場を命じることができます。

(1) 本規約および本クラブの諸規則を遵守しない者

(2) 医師等により運動を禁じられている者

(3) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者

(4) 大声・奇声を発したり、不適切な言動で他の人間に迷惑をかける者

(5) 飲酒等により正常の施設利用ができないと認められた者

(6) 本クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

(7) 18歳未満の者は帰宅時間が 22:00 を越える者(条例等によって定められている時間が地域によって異なる場合はそれに準ずる)

(8) 中学生の利用で 19:00 を超える者(19:00 以降は保護者同伴が必須)

(9) 小学生以下の者

第7条(退会)

(1) 会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、月時契約更新日の7日前までに、所定の書面による解約・退会手続きを完了しなければなりません。(電話等による申し出は受け付けられません)

退会手続き方法 : ①CUBEfitness 公式 LINE より退会希望の旨の連絡。

②退会書面に必要事項を記載し、写真撮影をして LINE でお送りください。

(2) 会費その他利用料等(以下「会費等」と称します。) が未納の場合は、第1項の解約・退会届の提出までに完納しなければなりません。

(3) 退会手続きが月の途中であっても、当月の月会費は本クラブが定めた月までの全額を支払わなければなりません。

(4) 会員が自己都合により会費等を3ヶ月間以上滞納した場合、またはクレジットカードでのお支払いで月会費のカード決済ができず2ヶ月以上の滞納が発生する場合、退会扱いとします。また滞納分については全額現金で支払わなくてはなりません。

(5) 会員が会費等その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合は、会員に対し、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年 14.5% の割合で計算される全額を延滞利息として、会費等その他の債務と一括して、本部が指定する方法で支払いを求めることができます。その際の必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

きは、貴クラブを利用しないことを誓約します。

私は、貴クラブスタッフの補佐がない、あるいは貴クラブスタッフが施設敷地内にいない環境下での運動機器の使用、または、単独で運動をすることに付随するリスクがあることを十分に理解しています。

第8条(諸手続き)

(1) 会員が入会申込み時に記載した内容に変更があった時は、速やかに変更手続きをしなければなりません。

(2) 会員に通知する場合は、会員から届け出のあった最新の連絡先に行くものとし、会員から届出のあった最新の連絡先に通知が発信されたときは、通知未達等発信後の責任は負いません。

第9条(会員資格の停止および除名)

本クラブは、会員が次の各号に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、又は当該会員を本クラブから除名することができます。

(1) 第5条1項に違反したとき

(2) 会員・本クラブ従業員に対する迷惑行為及び当クラブ内における宗教活動、営業行為、その他本クラブの目的に反する行為により、本クラブの秩序を乱し、又は本クラブの名誉・品位を著しく傷つけたとき

(3) 規約、諸規則に違反したとき

(4) 会費その他の債務を滞納し、本クラブからの催告に応じないとき

(5) 入会に際して本クラブに虚偽の申告をした、又は第4条に違反していることを故意又は過失によらず申告しなかったと判明したとき

(6) 本クラブの施設・什器を故意または重過失により破損したとき

(7) その他、会員としてふさわしくない言動があったと本部もしくは本クラブが認めたとき 前項により会員資格停止又は除名された場合、退会扱いとして処理致します。

第10条(資格喪失)

会員は次の場合にその資格を喪失します。

(1) 退会

(2) 死亡または法人の解散

(3) 除名

(4) 失踪宣言を受けたとき

(5) 本クラブを閉鎖したとき

第11条(会員資格の譲渡禁止等)本クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません(但し、法人の合併を除くものとします)。

第12条(会費、手数料及び利用料)

(1) 会費は、本クラブが別に定める金額を、本クラブ所定の方法で支払うものとし、既納の会費・登録事務手数料・入会金は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。

(2) 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本規約及び入会契約に定める諸費用を全て支払う義務があり、退会月までは会費または利用料等を支払わなければなりません。

(3) 本クラブは、会員が本クラブを利用するにあたり、利用の都度、別に定める金額の支払いを求めることができます。

第13条(会費、手数料および利用料等の改定)

(1) 本クラブは、別に定める会費・手数料または利用料等の改定を行うことができ、1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第14条(施設の利用制限)本クラブの管理もしくはその他本部が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。

その場合、1週間前までにその旨を告示します。但し、気象災害、指定伝染病の流行、司法・行政の指示等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。又これにより会員の会費等の支払義務が減免されることはありません。

第 15 条 (休業)

本クラブは次の理由により、施設の全部または一部を休業することがあります。

- (1) 気象・災害等により会員にその被害が及ぶと、本部もしくは本クラブが判断し、営業が困難と認めたとき。
- (2) 施設の点検、補修または改修をするとき。
- (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ない事由が発生したとき。
- (4) その他本部もしくは本クラブが休業を必要と認めるとき。

第 16 条 (施設の閉鎖・変更) 本クラブは次の理由により、施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。得ない事由が発生したとき。

- (1) 気象・災害等により会員にその被害が及ぶと本クラブが判断し、営業を不可能と認めたとき。
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会的経済情勢の著しい変化、その他本部経営上止むを得ない事由が発生したとき。

第 17 条 (賠償責任)

- (1) 本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について本部及び本クラブは一切の責任を負わないものとします。会員は自己の責に帰すべき原因により、本クラブの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- (2) 会員が未成年者の場合、保護者は自らを本規約に基づく責任を本人と連携して負担しなければなりません。

第 18 条 (解散)

- (1) 本クラブは止むを得ない事情による場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、本クラブを解散することができます。
- (2) 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告時間を短縮することができます。
- (3) 本クラブの解散の場合は、本クラブは会員に対し特別の補償は行いません。

第 19 条 (通知予告) 本規約および本クラブの諸事情に関する通達または予告は、効力発生日を定め、本クラブ所定の施設内の 掲示場所、またはサイト (<https://cubefitness.jp/>)、公式 LINE、メールその他のいずれか一つ以上の方法により、会員に対して当該効力発生日までに周知させるものとします。

第 20 条 (本規約その他の諸事情の改定)

本クラブは、以下の各号のいずれかに該当する場合、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改訂することができます。また、その効力は最新の改定日をもってすべての会員に適用されます。

- ① 本規約等の変更が、会員の一般の利益に適合する場合
- ② 本規約等の変更が、本規約による合意をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、および、その内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

第 21 条 (適用法および専属的合意管轄裁判所)

会員と本クラブの間で訴訟の必要が生じた場合、本クラブの運営する本社所在地を管轄する地方裁判所を該当訴訟の第一審専属的管轄裁判所とします。

誓約事項

私は過去の病歴と現在の健康状態に鑑み、貴クラブを利用することに問題がないことを誓約します。

私は、貴クラブは監督者が不在となる場合もあることを認識します。

私は近くにスタッフがいない場合もあることを了承し、自己の責任において健康管理をした。

上で貴クラブを利用すること、及び、身体に不調があるときは、貴クラブを利用しないことを誓約します。

私は、貴クラブスタッフの補佐がない、あるいは貴クラブスタッフが施設敷地内にいない環境下での運動機器の使用、または、単独で運動をすることに付随するリスクがあることを十分に理解しています。

CUBE fitness 法人会員制度 ご利用規約における特則

「法人会員」とは、本部が法人会員として入会を許可した会員のことを言います。なお、本部と別途法人会員契約を締結中の法人を「契約法人」と言います。

第1条（法人会員の退会）

法人会員が本クラブを退会する場合は、お申し出手続き後の翌月更新日前日に退会となります。

電話等による申し出は受け付けられません。

第2条（法人会員の資格喪失）

法人会員は、次の各号に定める事由に該当する場合、法人会員としての資格を喪失します。

本部と契約法人との契約が終了したとき。（解除も含む）

法人会員が、契約法人（お勤め先、所属先）を退職または脱退したとき。

第3条（法人会員の家族会員）

法人会員として登録できるのは、契約法人（契約協会、組合、法人）より、法人会員としての入会申し込みを認められた従業員といたします。

第4条（最低登録期間）

契約法人の場合 法人会員としてご入会した場合、入会日より満 8 ヶ月の継続が必須です。入会日より満 8 ヶ月を経過する前に退会された場合は解約手数料として残存する期間に相当する月会費及びオプション費を請求いたします。万が一、月会費の支払いを滞納し本クラブから支払いに関する催告に応じない場合、当該法人会員が所属する契約法人に報告及び請求いたします。

第5条（効力）

本特則は入会時より適用します。本特則に定めのない事項は、全て CUBE fitness ご利用規約に従うものとします。

ご入会にあたっての注意事項

クラブ内で自画像（自撮り）以外の撮影は禁止とし、以下の項目に該当する撮影を行なった場合は即時退会となることをあらかじめご了承ください。

他のお客様が写り込む画像の撮影

撮影機材の持ち込み撮影

更衣室などの衣類を着脱する施設の撮影

他のお客様のご迷惑となる撮影

本クラブスタッフの無断撮影等、本部が不適切と判断した撮影

TATOO(刺青) をされている方は露出をしないようにサポーターやシャツ・テーピング等で隠すことを条件に利用可とします。露出させたままでの館内利用が発覚した場合は、今後、施設の利用ができなくなる可能性がありますので予めご了承ください。

過去に他のスポーツクラブにおいて、除名又は規約退会になった事がある方は原則、入会をお断りしております。

入会后、入会資格や規約に対し、申告内容が事実と反する事があった場合は判明時点で退会となる事をあらかじめご了承ください。

他のお客様への迷惑行為がなされた場合は、その時点で退会となり返金も致しません。迷惑行為に該当するかどうかは、当クラブで判断いたします。

なお、イベント招待によるゲスト等につきましては、当該イベントの特例として会社の責任により施設利用を承認することがありますのでご了承ください。



CUBEfitness (キューブフィットネス)

住所 / 〒080-0831 北海道帯広市稲田南 8 線西 16-46 (Golf studio CUBE 2F)